

令和7年度保健福祉部業務研究等報告会抄録集

地域における申請・通報事例への対応ー令和5年度申請通報等処理状況から見てきたことー

発表者所属・氏名 精神保健福祉センター 企画・地域支援班 企画員 高橋文子
にも包括構築コーディネーター 升直美、企画員(班長)三浦有紀、
総括技術次長 村上めぐみ、部技術参事兼所長 小原聡子

キーワード: 精神保健福祉法による申請・通報、支援体制の充実、保健所等の体制整備

I 目的

当センターでは、地域精神保健福祉活動推進の基礎資料とするため、平成18年度以降概ね5年毎に精神保健福祉法に基づく申請・通報事例の対応について調査を行っている。今回、令和5年度における状況について分析し、過去3回(平成18年度、平成25年度、平成30年度)までの調査と比較し検討を行った。

II 調査方法

令和5年度において、保健所(支所)8ヵ所及び精神保健推進室で受理した精神保健福祉法第22条から第26条による申請・通報199事例について、措置入院のための事前調査票、措置入院に関する診断書、措置入院のための移送に関する記録票の記載事項から調査票を作成し、集計・分析を行った。

III 結果

- ・年代: 措置入院者における年代のピークは30歳代でとなっている。また、社会情勢として高齢化が進んでいる中で、被通報者においても60歳以上の割合が徐々に増えている。
- ・家族状況: 社会情勢として単独世帯が進む中で、被通報者においても1人暮らしの割合が増加している。
- ・主たる精神障害: F2(統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害)やF3(気分(感情)障害)が多いが、その割合は徐々に減少し、F7(精神遅滞(知的障害))及びF8(心理的発達の障害)の割合が増加している。
- ・現病歴・通院歴: 被通報者のうち、現病歴がある者が7割を超えており、通院歴「あり」で通院中の者の割合が徐々に増加、通院歴「なし」や医療中断が減ってきている。
- ・移送状況: 診察のための移送は、保健所別にみると、県北部で割合が高かった。
- ・事前調査及び診察の状況: 警察官通報の事前調査は全事例面接を行っており、9割が通報当日に対応しているが、3割が時間外対応である。一次診察は通報当日実施が7割で、その4割が時間外である。二次診察は翌日実施が4割で、事前調査及び診察における時間外対応は調査年度を追うごとに増加している。

IV 考察

措置入院者は30歳台にピークがあり、入院早期から退院後の生活を検討・共有し、地域での暮らしが続けられるような体制づくりが重要である。また、60歳以上の割合が増加していることから、高齢者支援に長けた地域包括支援センターや高齢者サービスを行う地域支援者・医療機関等との連携が必要である。

これまでの調査では通院治療を中断させない関わりが重要視されていたが、被通報者のうち、通院歴「あり」は徐々に増加してきている状況から、加えて、安定期から本人と支援者が話し合い、悪化時の対応(クライシスプラン)について事前共有・連携していくことも重要である。

被通報者の主たる精神障害は、発達障害や知的障害が増加しているため、多様な精神疾患の理解や適切な対応方法の習得が求められる。また、地域支援者との連携がより重要になると考える。

警察官通報の事前調査及び一次診察の時間外対応が増加しており、指定医の確保が難しく二次診察が翌日対応となるなど、保健所(支所)の負担の増大が伺える。このことは、保健所の負担のみならず、被通報者の症状の悪化など被通報者の不利益につながる場合もあることを踏まえ、対応することが必要であり、指定医や入院医療機関を迅速に確保できる方策の検討等更なる体制整備は今後も残された課題である。

山口らは、保健所が目指すものとして、精神障害者が安定した状態で、地域で自由に生活できるよう支援することであり、措置に至るほどの重症者を発生させない包括支援体制の構築を目指すこと¹⁾を示している。引き続き精神障害者の権利擁護を図りつつ、重層的支援体制をより強化し、保健所とともに取り組みを推進したい。

V 引用文献

- 1 山口(2024). 日本公衆衛生協会. 措置診察及び措置入院者支援の課題整理と今後の保健所の対応に関する研究報告書(令和6年3月 日本公衆衛生協会)